諮問庁:宮内庁長官

諮問日:平成28年10月7日(平成28年(行情)諮問第614号)

答申日:平成28年12月13日(平成28年度(行情)答申第577号)

事件名:特定期間に提出された兼業許可申請書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

平成23年度ないし平成27年度兼業許可申請書(以下,併せて「本件対象文書」という。)につき,その一部を不開示とした決定については,審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは,妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年5月6日付け宮内秘発甲第427号により宮内庁長官(以下「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った一部開示決定(以下「原処分」という。)について、申請者の生年月日、現住所及び俸給の部分を除く不開示部分の開示を求める。

2 審査請求の理由

(1) 審査請求書

本件行政文書で不開示とされているもののうち、本審査請求で争うものは、申請者の氏名、所属課名と所在地、職務内容と責任の程度、兼業先の勤務先名と所在地、兼業先における職務内容と責任の程度の不開示と、「4 兼業が官職に与える影響」、「5 兼業を必要とする理由」の一部の不開示である。一部開示された兼業許可申請書によれば、兼業は主に大学やその他の機会での「講師」として行われている。大学は非常勤講師も含めて一般に対して教員の情報が公表されており、また何らかの「講師」である場合は生徒の募集などで講師が誰であるのかは一般に容易に知り得る情報である。また、このような兼業の場合は、宮内庁の職員であることがその兼業依頼の動機にもなるため、講師のバックグラウンドとして宮内庁職員であることは明らかにされているものである。そのため、申請者の氏名、兼業先の勤務先名と所在地、兼業先における職務内容と責任の程度は、兼業先において慣行として公表されている情報であり、法5条1号イに該当し、開示されるべき情報である。

また、申請者氏名が明らかにされるならば、所属課名とその所在地は 公表慣行に従って明らかにされなければならない。なお、仮に申請者氏 名等の不開示が維持されるとするならば、所属課名とその所在地を明らかにしたとしても個人の識別性があるとはいえず、法 5 条 1 号には当たらない。

「4 兼業が官職に与える影響」,「兼業を必要とする理由」で不開示とされている部分は,処分庁が法5条1号を適用していることから,申請者個人を識別される部分を不開示としているものであり,前述のとおり申請者に係る情報が開示すべき情報である以上は,当該部分についても不開示とする理由はない。

以上のとおり、本件処分は情報公開法の解釈、運用を誤ったものである。よって、その取消しを求めるため、本審査請求を行った。

(2) 意見書

ア 本審査請求の対象となる情報について

本審査請求の対象としている情報は、宮内庁職員である申請者の氏名・印影・官(役)職名・職務内容と責任の程度、宮内庁における所属部課の名称・所在地、兼業先の団体名・所在地・事業内容・兼業先における職名・職務内容と責任の程度、申請者の兼業が官職に与える影響・兼業を必要とする理由についてであり、これらの開示を求めている。

イ 諮問庁の主張について

諮問庁は、「当庁職員たる非常勤講師等の勤務事例が多い複数の団体に対し、「貴団体で非常勤講師等を務める者の本職等を外部から問われた場合、それらを教示することがあるか」照会したところ、各団体から「本職等を教示することはない」との回答を得ているところであり、当該情報の公表慣行は、確立されていないものと考えている」として、申請者氏名、兼業先の団体名・所在地、兼業先における申請者の職務内容と責任の程度については、不開示相当と主張する。

しかしながら、「講師」を依頼されている職員は、宮内庁職員であること、そこで培った知識や経験を教育に生かすことを期待されて招聘されているものであって、宮内庁職員であることと何ら関係なく招聘されることはないと理解するのが妥当である。また、一部開示された兼業許可申請書によると、兼業先職名はごく一部を除き「講師」と名の付くものであり、その中には大学も多く含まれている。このような場合、「講師」がどのような職歴、背景を持つ者であるかは、教育を提供する大学及び専門技能等の教授を行う団体等においては、学生・生徒やその検討・希望者に対して示すべき事項である。大学の教員であれば、通常、どのような専門性をどのような経緯により習得しているのかについては、私的事項ではなく、専

門高等教育に携わる者として公共性の高い情報である。そのため、一般的には講師の紹介として学歴、職歴等を公表していることも多く、また学生や入学を希望検討する者の他、大学の教育内容に関心を持つ者、受講者、受験希望者などからの問合せ等があった場合に、大学や団体等には回答しないという週択肢は本来ない。また、団体等の実施する講座等の講師の場合、集客のために官庁名を積極的に公表する場合もあり、宮内庁の職員であることが信頼となって生徒や学生が受験を決めることもある。

したがって、現に公表されているか否かではなく、申請者氏名、兼 業先の団体名・所在地、兼業先における申請者の職務内容と責任の 程度は公表が予定されている情報とすべきものであって、法5条1 号イに該当する。

諮問庁が団体等の兼業先に問い合わせたところ、「本職等を教示することはない」と回答しているとしているが、どのような回答が大学からなされたのか、その他団体からなされたのかも明らかではない。また、「講師」の地位にあるものがどのような専門性を習得しているのかと宮内庁での職務が無関係であるならまだしも、通常は、宮内庁の職員としての実務経験、技能、経験が買われて講師等に就任しているものである。団体等において問合せに対して教示しないとするのは、常織的な回答とは言えず、本件不開示決定を維持するための根拠とするために、場当たり的に回答したのではないかと思われる。明確に、教示しないと回答した内容とは何かについて、審査会において確認をすべきである。

なお、インターネット上では、誰でも思いつく単純なキーワードに よる検索で、簡単に以下のような情報を探し出すことができた。

特定団体A

特定URL「A」

特定団体B

特定URL「B」

特定団体C

特定URL「CI

ウ 不開示情報に該当しないこと

上記イで述べたとおり、「申請者氏名、兼業先の団体名・所在地、 兼業先における申請者の職務内容と責任の程度」が不開示情報に該 当しない以上は、申請者の印影、官(役)職名、職務内容と責任の 程度、宮内庁における所属部課、名称、所在地、兼業先における職 名は、不開示とする理由がない。

また、申請者の兼職が官職に与える影響、兼業を必要とする理由は、

公務員としての職責をまっとうする上で支障がないか否かを明らかにする必要のあるものであり、職務に関する情報として法 5 条 1 号 ハに該当するものとして開示すべきである。

エーその他

諮問庁は、申請者の現住所はすべて不開示と主張しているが、一部開示された行政文書のうち、平成27年度、平成26年度の兼業許可申請書の各1件は、現住所を被覆せずに開示を実施していることを申し添える。いずれも特定市内の同住所のものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 経緯

ア 当庁は、本件審査請求人から、平成28年3月1日付け行政文書開示請求書によって行政文書の開示の請求を受けた。当該開示請求書中の「請求する行政文書の名称等」の欄には、「2010年度から2016年3月4日までに提出された兼業許可申請書すべて」と記載されていた。

- イ これについて、当庁は、請求対象とされた文書のうち、
- (ア) 平成22年度分については、保存期間が満了して廃棄済みにつき 不開示(不存在)決定を行い,
- (イ) 平成23年度以降分(以下,第3において「本件文書」という。) については,個人に関する情報であって特定の個人を識別すること ができるものが記載されている部分があり,法5条1号に該当する ことを理由に,一部開示決定(以下,第3において「本件決定」と いう。)を行った。

そして、これらの決定を、平成28年5月6日付け行政文書開示 決定等通知書によって審査請求人に通知した。

ウ これに対し、審査請求人から、宮内庁長官宛て平成28年7月14 日付け文書(以下「審査請求書」という。)により、本件決定を不服 として、その一部の取消しを求める審査請求があった。

(2) 本件決定の理由

- ア 本件文書は、平成23年4月1日から平成28年3月4日までの間 に宮内庁職員から内閣総理大臣及び宮内庁長官宛てに提出された兼業 許可申請書であり、これらの文書中、次の情報は、各申請者の個人に 関する情報であって特定の個人を識別できるものである。
 - (ア) 申請者の氏名, 印影, 生年月日及び現住所
 - (イ) 申請者の宮内庁における所属部課の名称・所在地
 - (ウ) 申請者の官(役)職名
 - (エ) 国が申請者に適用している俸給表の種類

- (オ) 申請者が国から受けている俸給の級
- (カ) 申請者が国から受けている俸給の号俸等
- (キ) 申請者の宮内庁における勤務時間
- (ク) 申請者の宮内庁における職務内容と責任の程度
- (ケ) 兼業先の団体名
- (コ)兼業先の団体の所在地
- (サ) 兼業先の団体の事業内容
- (シ) 兼業先における申請者の職名
- (ス) 兼業先における申請者の報酬, 勤務時間及び兼業予定期間
- (セ) 兼業先における申請者の職務内容と責任の程度
- (ソ) 申請者の兼業が官職に与える影響
- (タ) 申請者が兼業を必要とする理由
- イ また、上記ア(ア)ないし(タ)の情報は、各申請者の私的な活動 に係る情報であることから、法上、開示を求められる次の情報のいず れにも該当しない。
- (ア) 法5条1号イの「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」
- (イ) 同号口の「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公に することが必要であると認められる情報」
- (ウ) 同号ハの「公務員等・・・の職務の遂行に係る情報」
- ウ したがって、上記ア(ア)ないし(タ)の全体が一つの不開示情報 を構成するものであるが、このうちの一部(氏名、生年月日など)の みを不開示とすれば、他の部分については、誰の情報か分からなくな り、公にしても個人の権利利益が害されるおそれはないため、氏名、 生年月日を始めとして、次の部分のみを不開示としたものである(法 6条2項に基づく部分開示)。

(不開示部分)上記アの(ア)(全部), (イ)(全部), (ウ)(一部), (カ)(全部), (ク)(全部), (ケ)(一部), (コ)(全部), (サ)(一部), (シ)(一部), (セ)(一部), (ソ)(一部), (タ)(一部)

(3) 審査請求人の主張(審査請求書中「5 審査請求の理由」)への反論 ア 審査請求人が開示を求める部分

本審査請求において、審査請求人は、本件文書の不開示部分のうちの「申請者の生年月日、現住所、俸給」以外の開示を求めていることから、審査請求人は、具体的には、次の情報の全部開示を求めていることになる。

- 申請者の氏名・印影
- ・ 申請者の宮内庁における所属部課の名称・所在地

- 申請者の官(役)職名
- 申請者の宮内庁における職務内容と責任の程度
- 兼業先の団体名
- 兼業先の団体の所在地
- 兼業先の団体の事業内容
- ・ 兼業先における申請者の職名
- ・ 兼業先における申請者の職務内容と責任の程度
- 申請者の兼業が官職に与える影響
- 申請者が兼業を必要とする理由

イ 審査請求人の主張への反論

(ア)審査請求人は「申請者の氏名」,「兼業先の団体名・所在地」及び「兼業先における申請者の職務内容と責任の程度」は,兼業先において,慣行として公表されている情報であると主張する。

しかし、今回の審査請求を受け、当庁職員たる非常勤講師等の勤務事例が多い複数の団体に対し、「貴団体で非常勤講師等を務める者の本職等を外部から問われた場合、それらを教示することがあるか」を照会したところ、各団体から「本職等を教示することはない」との回答を得ているところであり、当該情報の公表慣行は、確立されていないものと考える。

(イ)審査請求人は、申請者の氏名が明らかにされるならば、申請者の 宮内庁における所属課名とその所在地は、公表慣行に従って明らか にされねばならないと主張する。

しかし、申請者の氏名は明らかにされるべき情報であるとの主張 が妥当でないことは、上記(ア)で述べたとおりである。

- (ウ) 審査請求人は、仮に申請者氏名等の不開示が維持されるならば、申請者の所属課名とその所在地を明らかにしたとしても個人の識別性があるとは言えず、それらは不開示情報に当たらないと主張する。しかし、同一の課に属する申請者の数が少ない場合もあることから、もし所属課名を開示すれば、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できることとなる。また、同一の地で勤務する申請者の数が少ない場合もあることから、所属課の所在地を開示すれば、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できることとなる。
- (工)審査請求人は、「兼業が官職に与える影響」及び「兼業を必要とする理由」の不開示部分については、申請者に係る情報が開示すべき情報である以上は、当該部分についても不開示とする理由はない旨を主張する。

しかし、申請者に係る情報は開示すべき情報であるとの主張が妥

当でないことは、上記(ア)及び(イ)で述べたとおりである。 以上のとおり、審査請求人の主張は、いずれも、妥当とはいえないものである。

2 補充理由説明書

当該兼業許可申請書には、各職員の氏名、印影、所属部課、官(役)職等が記載されていることから、それぞれが全体として当該職員に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報であると言える。

審査請求人が開示を求めている各不開示部分(以下,第3においては「本件開示請求部分」という。)のうち,職員の氏名,印影,所属課及び官(役)職(一部)については,当該職員に係る法6条2項の「特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分」(以下「個人識別部分」という。)に該当し,部分開示することはできない。

上記の個人識別部分を除くその余の本件開示請求部分(所属課の所在地,宮内庁における職務内容と責任の程度,兼業先の団体名(一部)・所在地,兼業先での職名(一部),兼業先の事業内容(一部),兼業先における職務内容と責任の程度(一部),兼業が官職に与える影響(一部),兼業を必要とする理由(一部))は、いずれも当該職員の経歴等に関するものであって、当該職員と同時期に勤務していた兼業先も含めた他の職員等の関係者にとっては、これを公にすると当該職員をある程度特定することが可能となる。

そうすると、原処分において、一般的に他人に知られることを忌避する 性質の情報である、兼業先での報酬等を開示していることに鑑みると、そ の余の本件開示請求部分を公にすると、当該職員の権利利益が害されるお それがないと認めることはできないから、いずれの部分も開示することは できない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

①平成28年10月7日 諮問の受理

②同日 諮問庁から理由説明書を収受

③同月17日 審議

④同年11月8日 本件対象文書の見分及び審議

⑤同日 審査請求人から意見書を収受

⑥同月21日 諮問庁から補充理由説明を収受

⑦同年12月9日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、平成23年度ないし平成27年度兼業許可申請書である。

処分庁は、本件対象文書について、その一部が法5条1号に該当すると して、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、別紙の1に掲げる不開示部分のうち「申請者の生年月日、現住所、俸給」以外の部分(別紙の2に掲げる部分。以下「本件不開示部分」という。)の開示を求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性を検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

当審査会において本件対象文書を見分したところ、当該文書は、宮内庁職員から内閣総理大臣及び宮内庁長官宛てに提出された兼業許可申請書であり、別紙の1に掲げる部分が不開示とされていると認められる。

(1) 法 5 条 1 号該当性について

上記の兼業許可申請書には、当該各職員の氏名、印影、所属部課、官 (役)職等が記載されていることから、それぞれが全体として当該各職 員に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報であるといえる。

(2) 法5条1号ただし書イ該当性について

上記の兼業許可申請書の記載は、氏名も含め当該各職員の兼業先での 勤務内容等に関する私的な内容に係る記載であり、当該各職員にとって は、宮内庁における勤務外における活動を示すものであるから、これが 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定さ れている情報とはいえず、法 5 条 1 号ただし書イに該当するとは認めら れない。そして、当該各職員(その一部)に関し、兼業先のWebサイトに宮内庁職員であることが掲載されている等の審査請求人の主張を考慮しても、この点の判断は左右されるものではない。

(3) 法5条1号ただし書口及びハ該当性について

本件不開示部分は、いずれも人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報とはいえないから、法5条1号ただし書口には該当せず、また、兼業許可を申請することは公務員としての職務の遂行に係る情報とはいえないから、同号ただし書いにも該当しない。

(4) 法6条2項の部分開示の可否について

本件不開示部分のうち、申請者である当該各職員の氏名、印影、宮内 庁における所属部課の名称及び官(役)職(一部)については、個人識 別部分であり、法6条2項による部分開示の余地はない。

上記の個人識別部分を除くその余の本件不開示部分(申請者の宮内庁における所属部課の所在地、申請者の宮内庁における職務内容と責任の程度、兼業先の団体名(一部),兼業先の団体の所在地、兼業先の団体の事業内容(一部),兼業先における申請者の職名(一部),兼業先に

おける申請者の職務内容と責任の程度(一部),申請者の兼業が官職に与える影響(一部),申請者が兼業を必要とする理由(一部))は,いずれも当該各職員の経歴等に関するものであって,これを公にすると,当該各職員と同時期に勤務していた兼業先も含めた勤務先の他の職員等の関係者にとっては,当該各職員をある程度特定することが可能になると認められる。そうすると,原処分において,一般的に他人に知られることを忌避する性質の情報である,兼業先での申請人の報酬等を開示していることに鑑みると,その余の本件不開示部分を公にすると,当該各職員の権利利益が害されるおそれがないと認めることはできないから,いずれの部分も開示することはできない。

- 3 審査請求人のその他の主張について 審査請求人はその他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するも のではない。
- 4 本件一部開示決定の妥当性

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法 5 条 1 号に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一,委員 池田陽子,委員 下井康史

別紙

- 1 原処分において不開示とされた部分
 - ① 申請者の氏名(ふりがな), 印影, 生年月日及び現住所
 - ② 申請者の宮内庁における所属部課の名称・所在地
 - ③ 申請者の官(役)職名
 - ④ 国が申請者に適用している俸給表の種類
 - ⑤ 申請者が国から受けている俸給の級
 - ⑥ 申請者が国から受けている俸給の号俸等
 - ⑦ 申請者の宮内庁における勤務時間
 - ⑧ 申請者の宮内庁における職務内容と責任の程度
 - 9 兼業先の団体名
 - ⑩ 兼業先の団体の所在地
 - ① 兼業先の団体の事業内容
 - ⑫ 兼業先における申請者の職名
 - ③ 兼業先における申請者の報酬,勤務時間及び兼業予定期間
 - (4) 兼業先における申請者の職務内容と責任の程度
 - ⑤ 申請者の兼業が官職に与える影響
 - 16 申請者が兼業を必要とする理由
- 2 原処分において不開示とされた部分のうち、審査請求人が開示を求めている部分(本件不開示部分)
 - ① 申請者の氏名(ふりがな)・印影
 - ② 申請者の宮内庁における所属部課の名称・所在地
 - ③ 申請者の官(役)職名の一部
 - ④ 申請者の宮内庁における職務内容と責任の程度
 - ⑤ 兼業先の団体名の一部
 - ⑥ 兼業先の団体の所在地
 - ⑦ 兼業先の団体の事業内容の一部
 - ⑧ 兼業先における申請者の職名の一部
 - ⑨ 兼業先における申請者の職務内容と責任の程度の一部
 - ⑩ 申請者の兼業が官職に与える影響の一部
 - ① 申請者が兼業を必要とする理由の一部